

令和4年度総務省調達改善計画

令和4年3月31日
総務省

I. 調達改善計画の目的.

総務省では、これまでも行政効率化の観点に立った調達に努めてきたところであるが、令和4年度調達改善計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえて令和4年度調達改善計画を策定し、引き続き透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

なお、本計画の記載項目については、「令和4年度調達改善計画の策定要領」（令和4年2月8日内閣官房行政改革推進本部事務局通知）に基づくものである。

II. 調達の現状分析.

1. 競争性の観点からみた契約の状況

総務省の令和2年度の契約件数は1,904件、契約金額約1,980億円のうち一般競争契約は1,139件、金額約1,243億円、企画競争は453件、金額約248億円、公募は103件、金額約14億円である。

一方、競争性のない随意契約は199件、金額約474億円であり、全体に対する件数では約10%、金額では約24%である。【表1-1参照】

また、平成30年度から令和2年度の件数ベースの割合の推移では、競争性のない随意契約は、ほぼ横ばいの状況であり、3カ年平均で、11%となっている。【表1-2参照】

競争性のない随意契約の実施については、引き続き、随意契約の要件に合致しているか厳正な審査を実施する必要がある。

【表1-1】令和2年度総務省における調達の契約種別（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	1,139	60%	1,243	63%
	企画競争による随意契約	453	24%	248	12%
	公募による随意契約	103	5%	14	1%
	不落・不調による随意契約	10	1%	1	0%
	小計	1,705	90%	1,506	76%
競争性のない随意契約		199	10%	474	24%
合計		1,904	100%	1,980	100%

（注1）令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【表1-2】 契約件数ベースでの割合（過去3カ年）

契約方式\年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年間の平均
競争性のある契約	89%	89%	90%	89%
競争性のない契約	11%	11%	10%	11%

2. 一者応札の状況及び調達経費からみた支出の構造

一者応札については、企画競争による随意契約のほとんどが、研究開発委託経費に係る継続案件であることから、競争入札における一者応札の改善が課題である。

総務省の全ての契約に対し一般競争入札における一者応札の占める割合について、過去3カ年をみると、平成30年度は22%、令和元年度は30%、令和2年度は29%と近年は、やや増加傾向となっている。【表2-1、2-2参照】

【表2-1】 総務省の契約に対し一般競争入札における一者応札（契約件数）の占める割合

平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年平均
22%	30%	29%	27%

【表2-2】 令和2年度総務省における調達の応札状況（単位：件、億円）

契約方式 ＼応札者数の別	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	555	948	584	295	1,139	1,243
割合	49%	76%	51%	24%	100%	100%
企画競争による 随意契約	306	145	147	103	453	248
割合	68%	58%	32%	42%	100%	100%
公募による 随意契約	103	14	-	-	103	14
割合	100%	100%	-	-	100%	100%

(注1) 令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 企画競争による随意契約の1者応札は、競争的資金等の研究開発委託経費に係る継続案件を含む。

(注3) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

政府全体における一者応札の状況は、契約件数ベースで平成30年度は19%、令和元年度は20%、令和2年度は21%となっており、当省はやや高めとなっている。

令和2年度の調達経費別の契約状況を概観すると、研究開発等委託経費が437件、約460億円であり、件数で約23%、金額で約23%を占める。次に調査・調査研究請負経費が439件、約321億円であり、件数で約23%、金額で約16%を占める。他に情報システム経費が239件、約935億円、金額で約半数を占めている。【表3-1参照】

【表3-1】令和2年度総務省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

経費\契約状況	本省		地方支分部局等		総務省全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
調査・調査研究請負経費	378	266	61	55	439	321
割合	32%	15%	9%	21%	23%	16%
情報システム経費	174	891	65	44	239	935
割合	15%	52%	9%	17%	13%	47%
研究開発等委託経費	376	457	61	3	437	460
割合	31%	27%	9%	1%	23%	23%
庁舎管理請負経費	39	7	129	6	168	13
割合	3%	0%	18%	2%	9%	1%
電力	1	3	8	1	9	4
割合	0%	0%	1%	0%	0%	0%
ガス	1	0	2	0	3	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
印刷製造請負経費	12	12	48	15	60	27
割合	1%	1%	7%	6%	3%	1%
広報・イベント運営等請負経費	41	24	49	14	90	38
割合	3%	1%	7%	5%	5%	2%
その他業務請負等経費	118	19	137	54	255	73
割合	10%	1%	19%	21%	13%	4%
物品等購入経費	43	29	109	68	152	97
割合	4%	2%	16%	26%	8%	5%
物品等借入経費	13	10	38	2	51	12
割合	1%	1%	5%	1%	3%	1%
公共工事等	0	0	1	0	1	0
割合	0	0%	0	0%	0%	0%
合計	1,196	1,718	708	262	1,904	1,980
割合(総務省全体に対する割合)	63%	87%	37%	13%	100%	100%

(注1) 令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システム経費については、会計課が保有しているデータベースによって分類した。

令和2年度の一者応札件数555件の経費別の内訳は、調査・調査研究請負経費が270件(49%)と約半数を占め次に情報システム経費が109件(20%)、その他業務請負等経費が77件(14%)となっている。【表3-2参照】

【表3-2】令和2年度総務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方別) (単位：件、億円)

経費\契約状況	本省		地方支分部局等		総務省全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
調査・調査研究請負経費	239	158	31	16	270	174
割合	62%	19%	18%	16%	49%	18%
情報システム経費	86	662	23	26	109	688
割合	22%	78%	14%	25%	20%	73%
庁舎管理請負経費	5	1	19	2	24	3
割合	1%	0%	11%	2%	5%	0%
電力	0	0	2	0	2	0
割合	0%	0%	1%	0%	0%	0%
ガス	0	0	0	0	0	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
印刷・製造請負経費	3	4	4	0	7	4
割合	1%	1%	2%	0%	1%	1%
広報・イベント運営等請負経費	6	1	2	0	8	1
割合	2%	0%	1%	0%	1%	0%
その他業務請負等経費	32	9	45	27	77	36
割合	8%	1%	26%	26%	14%	4%
物品等購入経費	10	10	40	31	50	41
割合	3%	1%	23%	30%	9%	4%
物品等借入経費	2	0	6	1	8	1
割合	1%	0%	4%	1%	1%	0%
公共工事等	0	0	0	0	0	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	383	845	172	103	555	948
割合(総務省全体に対する割合)	69%	89%	31%	11%	100%	100%

(注1) 令和2年度の契約に関する統計等に基づき一般競争入札の内訳を作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システム経費については、会計課が保有しているデータベースによって分類した。

(注4) 研究開発委託費については、すべて企画競争によって調達した。

Ⅲ. 重点的な取組について.

「Ⅱ. 調達の現状分析」の結果を踏まえ、一者応札の縮減に向けて引き続き取組むこととし、特に調査・調査研究請負経費、情報システム経費について重点的に取り組むこととする。

1. 一者応札改善のための取組（詳細は、別紙1. 1のとおり。）

（1）全ての調達改善取組

前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し改善策を次回調達に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対してアンケート調査を実施し、入札に参加しなかった理由を把握・分析し、契約担当部局及び調達要求部局間で共有するとともに、調達要求部局は次回の調達時まで改善策を検討することとする。

また、次回調達時に、調達要求部局は、仕様書等の内容が新規参入業者の応札を妨げる内容となっていないか等の基本的な確認事項や実施する一者応札改善策の内容について事前チェックを行い、契約担当部局は、一者応札改善方策が適切に講じられているか等について事前審査を行うことにより、一者応札改善に向けた取組の実効性を確保する。

また、一者応札が継続している案件については、特定の設備や技術が必要であることが客観的にも明らかなものは公募随契へ移行することとし、移行にあたっては、総務省契約監視会の意見を聴取し見積価格の審査を行うなど、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化を図る。

その他、調達要求部局による新規参入業者開拓に資するため、会計課が過去の受注実績を有する事業者情報を調達要求部局に情報共有することや、調達要求部局ごとの一者応札率を把握し、一者応札率が高い調達要求部局に対して改善を求める等の更なる一者応札改善に向けた取組について検討を行う。

（2）調査・調査研究経費に係る調達の改善取組

調査・調査研究経費の一者応札は、270件、約174億円であり、一者応札全体の契約件数の約49%、金額の約18%を占めていることから、早期の契約による履行期間の確保に努めるとともに、仕様内容についても、特定の者が有利になることのないよう公平性を確保するとともに、一者応札が継続している案件は、公告期間の延長等に引き続き取り組む。

（3）情報システム経費に係る調達の改善取組

情報システム経費に係る一者応札は、109件、約688億円であり、一者応札全体では件数で約20%、金額では73%を占めている。

調達要求部局は、総務省デジタル・ガバメント中長期計画（平成30年6月22日総務省行政情報化推進委員会決定）に基づき、調達仕様書及び費用見積りの妥当性についてデジタル統括アドバイザーに相談し、評価書を取得するとともに、調達決裁時に評価書を添付する。

また、会計課は、デジタル統括アドバイザーの相談・評価に資するため、入札結果や一者応札の分析結果等をデジタル統括アドバイザーに提供する。

2. 随意契約の見直し（詳細は、別紙1. 2のとおり。）

競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。

IV. 共通的な取組について.

各府省庁が共通して重点的に取組を実施する「共通的な取組」として、以下のとおり実施する。

1. 調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札改善に向けた取組については、上記記載のⅢ. 1 のとおり取組を実施する。

2. 調達事務のデジタル化の推進（詳細は、別紙 1. 4 のとおり。）

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、事業者等から電子メールによる見積書等の提出を可能とするほか、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図る。

3. 電力調達・ガス調達の改善（詳細は、別紙 1. 5 のとおり。）

電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていることも踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。特に電力調達の実施にあたっては、令和 2 年 12 月 10 日付け内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡「再生可能エネルギー電力の調達について」及び「電力調達の更なるコスト削減について」を踏まえた取組を実施する。

V. その他の取組について.

以下のとおり実施する（詳細は別紙 2 のとおり。）。

1. 共同調達

汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、スケールメリットの活用や事務効率化を図る観点から、複数省庁による共同調達・一括調達の推進を従来から図っているところであり、他省庁との共同調達を引き続き推進する。

2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組）

特に少額な調達が多数を占める地方支分部局等において、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことにより、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減が図れると考えられることから、メリット・デメリットを検討の上、引き続き取組を行う。

3. 公共調達の付随的施策の推進

特定の政策目的の実現に資するために調達時に実施が求められている以下の取組について、取組の趣旨を踏まえて適切に実施する。

- (1) 中小企業者の受注機会の増大に向けた取組
- (2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価の取組
- (3) 公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者等の評価の取組
- (4) 賃上げを実施する企業の評価の取組

4. その他（総務本省の取組）

以下の取組を行う。

- (1) 旅費業務の効率化
- (2) 国庫債務負担行為の活用
- (3) クレジットカード決済による調達の推進
- (4) 会計事務職員のスキルアップの取組

VI. 自己評価の実施方法について.

上半期（令和4年4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況（実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等）について自己評価を行うとともに、その結果をホームページ等により公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

なお、自己評価結果等については、内閣官房行政改革推進本部へ報告を行う。

VII. 推進体制について.

1. 推進体制の整備

官房長を統括責任者とする調達改善推進検討会（以下「検討会」という。）を設置し、計画の策定、自己評価を実施する。なお、検討会の構成は以下のとおりとする。

統括責任者：官房長

副統括責任者：官房会計課長

メンバー：会計課職員の中で調達改善に関係する職員とするが、検討会が必要と認めるときは、上記以外の者を参画させることができる。

各調達要求部局固有の課題の改善を図るとともに、調達要求部局の実務担当者による連絡会等を開催し、課題の共有、効果が得られた取組の展開を図る等、取組の実行性を確保する。

2. 外部有識者や内部監査等の活用

調達に関する問題点（調達の結果得られた成果を含む）の抽出、計画に係る取組に関する監視、指導、助言等の観点から、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求め、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化、さらには費用対効果の向上を図ること等による調達改善を進めるとともに、内部監査を通じて一者応札の改善等の調達改善の取組を確認、検証等を行う。

VIII. その他.

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ計画を修正することが適切であると判断される場合には、必要に応じて計画について所要の見直しを行うものとする。

		<p>⑧企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう取組を行う。</p>			H24:本省 H29:地方	前年度の一者応募率を下回することを目標とする。 ※令和3年度の率は未集計のため、目標率は未確定。(参考値:令和2年度:68%)		
	(2) 調査・調査研究経費に係る調達	<p>①過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなものは、適切な調達単位に分割した上、適切な入札方式を選定すること。</p> <p>②最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。</p> <p>③総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。</p>	令和2年度の一者応札件数の約5割を調査・調査研究経費に係る調達に占めているため。	A	H24:本省 H30:地方	全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。	年度末	
	(3) 情報システム経費に係る調達	<p>①予定価格が10万SDR以上と見込まれる調達案件(契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万SDR以上のもの)は、デジタル統括アドバイザーに相談し相談結果について調達決裁にその評価内容等を添付する(ただし、単に市販の機器等を調達する場合などデジタル統括アドバイザーが評価書発出が不要としたものは添付を要しない)。</p> <p>②予定価格が80万SDR以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、デジタル統括アドバイザーによる提案書審査を行う。</p> <p>③情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。</p> <p>④最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。</p> <p>⑤入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。</p>	令和2年度の一者応札件数の約2割、契約金額の約7割を情報システム経費に係る調達に占めているため。	A	H31:本省 H31:本省 H30:本省 H24:本省 H30:地方	全ての調達について、①から⑤の要件を満たすよう取組を行う。	年度末	
○	2. 随意契約の見直し	<p>競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。</p>	下記①から②の取組を行う。	引き続き、調達の透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、精査を行う必要があるため。	A	H24:本省 H30:地方	前年度の競争性のない契約率を下回することを目標とし、経費削減を図る。	
		①競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。				H24:本省 H30:地方	契約総件数に占める競争性のない随意契約件数の比率が前年度を下回することを目標とする。 ※令和3年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:令和2年度:10%)	年度末
		②企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。				H24:本省 H30:地方	契約総件数に占める企画競争及び公募随意契約の比率が前年度を下回することを目標とする。 ※令和2年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:令和2年度企画競争:24% 公募随意契約:5%)	年度末
○	3. 調達改善に向けた審査・管理の充実	調達改善に向けた審査・管理の充実については、上記1により取組を実施する。			A	H30:本省・地方	上記記載の1のとおり取組を実施	年度末
○	4. 調達事務のデジタル化の推進	<p>「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、事業者等から電子メールによる見積書等の提出を可能とするほか、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図る。</p>	<p>①「契約手続における押印等の見直しについて」(令和2年12月24日付け総官会第3675号)に基づき、引き続き、契約手続(入札・契約)における電子調達システムの利用徹底及び契約関係書類(入札・契約手続関係)の押印省略(電子メールによる提出)等を行う。</p> <p>②事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。</p>		A	R4:本省・地方	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前年度の電子応札率・電子契約率※1を上回ること(デジタル庁が策定した「オンライン利用率引上げの基本計画」に基づき令和6年度末時点で50%以上※2)を目標とする。 ※1 令和3年度の率は未集計のため、目標率は未確定。(参考値:令和2年度電子応札率:51% 電子契約率:15%) ※2 デジタル庁が定めた算出方法(電子契約件数/電子応札件数×100)による。	年度末

	<p>○ 5. 電力調達・ガス調達の改善</p> <p>電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。特に電力調達の実施にあたっては、令和2年12月10日付け内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡「再生可能エネルギー電力の調達について」及び「電力調達の更なるコスト削減について」を踏まえた取組を実施する。</p>	<p>①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声かけを積極的に行う。</p> <p>②公告期間を20日以上とすることを徹底する。</p> <p>③複数庁舎間での共同調達の検討を行う。特に電力の調達については、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達の実施を検討する。</p> <p>④電力の調達については、再生可能エネルギー比率 30%以上の電力の調達を実施する。</p>	/	A	H29 R3から実施 (下線部): 本省・地方	<p>前回調達の契約金額を下回ることを目標とし経費削減を図る。</p>	年度末
--	--	--	---	---	----------------------------------	-------------------------------------	-----

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+: 効果的な取組
- ・A : 発展的な取組
- ・B : 標準的な取組

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>1. 共同調達</p> <p>汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。</p> <p>①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。 ③更なる品目の追加を図る。 ④更なる共同調達を行う官署を追加する。</p>	継続
<p>2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局等の取組)</p> <p>各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。</p> <p>①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。</p>	継続
<p>3. 公共調達の付随的施策の推進</p> <p>特定の政策目的の実現に資するために調達時に実施が求められている取組について、取組の趣旨を踏まえて適切に実施する。</p> <p>①中小企業者の受注の機会の増大を図るため、「総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき取り組むこととし、中小企業者向け契約目標の達成を図る。 ②ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大を図るため、総合評価落札方式等による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。 ③公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者を評価する取組を推進するため、総合評価落札方式により情報システム等の調達を実施する際、当該事業者の評価項目を設定する。 ④賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定する。</p>	新規
<p>4. その他(総務本省の取組)</p>	
<p>① 旅費業務の効率化</p> <p>ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。</p>	継続
<p>② 国庫債務負担行為の活用</p> <p>複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。</p>	継続
<p>③ クレジットカード決済による調達の推進</p> <p>海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。</p>	継続
<p>④ 会計事務職員のスキルアップの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。 	継続